小西労務管理事務所通信

4
April
2012

発行：小西労務管理事務所
〒732-0031　広島市東区馬木九丁目３番16号
TEL 082-899-8100　FAX　082-899-4113　email aero0713@gmail.com
http://www.kmsr.jp

新情報！●労働移動支援助成金及び介護労働者設備等導入奨励金の改正

１　労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金）

●現行制度

	対象事業主	支給額
求職活動等支援給付金	求職活動などのための休暇を付与した事業主	１人につき休暇１日当たり 4,000 円 （中小企業事業主の場合：7,000 円）
再就職支援給付金	民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の１/２ （限度額：１人当たり 40 万円）

●改正内容

①　求職活動等支援給付金は廃止

②　再就職支援給付金について

・対象事業主の要件に、「求職活動などのための休暇を与えその休暇日に通常支払う賃金の額以上を支払ったこと」を追加

・55 歳以上の高年齢者の再就職支援については、助成率を1/2から2/3に引き上げ

２　介護労働者設備等導入奨励金

●現行制度

介護労働者の身体的負担を軽減するため、事業主が新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善が見られた場合に、介護福祉機器の導入などに要した費用の１/２（上限 300 万円）を支給

●改正内容

①　奨励金の名称を「介護労働環境向上奨励金」に変更

②　助成の対象に「雇用管理改善に資する制度の導入」を追加

③　支給対象となる介護福祉機器から「ベッド」を除外

注．平成 24 年３月 31 日までに、ベッドの導入・運用計画を提出した場合は、これまでどおり支給対象となります。

＜「雇用管理改善に資する制度の導入」に係る部分の支給内容＞

支給要件　ア　計画（６ヵ月ー１年間）に基づき、雇用管理改善に資する制度の導入・適用を行う事業主であること

イ　計画期間の終了後の事業所職員の定着率が 80%以上であること

ウ　介護労働者雇用管理責任者を選任していること　　ほか

支給額　介護労働者の評価・処遇制度の導入・改善、教育訓練計画の整備・改善などに要した費用の 1/2*

＊導入する制度の内容に応じて 20 万円ー40 万円、総額で 100 万円が限度（介護福祉機器導入の上限額 300 万円とは別枠）

＊制度の導入についての助成を受けた事業主のうち、新規サービスを開始した事業主が一定の要件を満たした場合は、支給額に 10 万円を加算

最新情報　「有期労働契約の在り方」の検討を踏まえた、労働契約法改正の動き

労働市場における非正規労働者の割合が増大している中で、有期労働契約の利用に関する明確なルールがないことによる問題として、有期労働契約労働者の立場からは雇止めへの不安や処遇に対する不満が多く指摘されています。

そこで政府では、昨年10月から「有期労働契約の在り方」についての検討・議論を進めてきました。

その検討を受け、今後、下記のような内容の改正案が国会に提出される見込みです。

労働契約法改正案のポイント

1　有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合*1は、労働者の申込みにより、無期労働契約*2に転換させる仕組みを導入する。

＊1 原則として、6か月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通算しないこととする。

＊2 別段の定めがない限り、契約期間以外は、従前と同一の労働条件とする。

2　「雇止め法理」の法定化

雇止め法理（判例法理）を制定法化する。

〈雇止め法理とは〉有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、解雇権濫用法理を類推して、雇止めを制限する判例法理である。

3　期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。

この改正案のうち「1」と「3」については、仮に正式に成立したとしても、「官報に公布されてから１年以内に施行すればよい」という案になっています。さらに、「1」について、実際に無期への転換が生じるのはその施行後５年を経過してからとなります。

早急に対応する問題ではなさそうですが、このような動きがあることは知っておいたほうがよいでしょう。改正の動きに進展がありましたら、またお知らせします。

お仕事カレンダー

4/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
●3 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/15 ●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出

4/30 ●労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 1 月～3 月の労災事故について報告）
●預金管理状況報告
●健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険料納付状況報告書提出
●3 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
●固定資産税（都市計画税）の納付(第 1 期)
●2 月決算法人の確定申告・8 月決算法人の中間申告
●公益法人等の都道府県民税・市町村民税均等割申告
●5 月・8 月・11 月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より

毎年 4 月・5 月・6 月は社会保険の算定基礎期間です。この 3 ヵ月間の平均給与額によって今年 9 月分～1 年間の社会保険料が決定されます。この期間に変動手当や残業を多く払うと保険料がアップしてしまうかもしれませんね。